

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2023年12月11日 Monday)

第274号 (2022年度-第5号) / 電話: 083-933-5034 ・ メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

ますます進む政府・経済界に支配される大学への道 ～緊迫する国立大学法人法一部改正案国会審議～

「国立大学法人法の一部を改正する法律案」の国会通過が目論まれています。わずか5時間の野党側質疑のみで11月20日に衆議院を通過、現在、参議院で審議中です。衆議院本会議での採決にさいして13もの付帯決議がなされたことは、この法案の危険性を端的に示しています。今国会の閉幕は12月13日(水)となっており、現在、瀬戸際での攻防が続いている状況です。



改正案の一番の問題点は「運営方針会議」の設置にあります。この会議は、学長と文科省の承認を必要とする委員で構成されます。そして、学長に中期目標・計画や予算など運営改善を要求したり、学長選考にも意見を述べたりできる等、強い権限を持つものです。しかも大規模5大学へ義務付けることになっていますが、他大学も希望により設置できるとしており、「希望」するよう誘導することは可能です。

もう一点、国立大学法人による債権発行、土地貸付を容易にする規制緩和が盛り込まれていることも見逃せません。例えば債権を発行し利払いが困難になったとき、教職員の労働条件の切り下げや学生への授業料の値上げ等で補填する可能性も否めません。また企業による土地・施設への介入、選別によって利益につながらないものの廃止・転用、受益者負担の拡大等、企業のための「稼げる大学」となることが危惧されます。

断固廃案を求めて山大教職組も声明発出(12月4日)

これまでの政府による大学政策にとどめを刺す「大学への死刑宣告」とまで評されるこの改悪案について、各大学関係者および大学関係組織から続々と反対の声があがっています。国立大学協会も11月24日付けで異例の会長声明を発表し懸念を表明しています。私たち山口大学教職員組合も11月15日付けで学長宛



てに「国立大学法人法の一部を改正する法律案について(要請)」を送付※、12月4日付けで「(声明) 国立大学法人法改正法案の廃案を求めます」(2頁参照)を発表し、学内および学外の関係諸団体へ送付しました。さらに立憲・共産・れいわ等の文教科学委員の委員会での「徹底抗戦」を支えとりくみを求めて、立憲民主党泉代表等への要請FAX送付も行いました。※学長への要請文等は山口大学教職員組合ホームページに掲載しています。

【速報】裁量労働制適用には本人の同意が必要に(2024年4月)

これまで事業場の過半数代表の合意で決まっていた教員への裁量労働制適用が、厚労省からの通知により、来年度からは本人の同意が義務付けられることになりました。これにもとづく大学側の対応案が過半数代表者に提示されました。それによると、「現在の裁量労働適用者全員からオンラインにより意思を確認する」「同意せず事務系職員と同様の勤務形態を選択しても、のちに裁量労働に変更することはできる。ただし労使協定締結期間を3年間とし、その間、変更は1回のみしか認めない」といった内容となっています。組合へは、12月14日(木)に人事課から説明されることになっています。説明をふまえたうえで、大学側の提案について危惧される問題点と組合としての対応についてあらためてお知らせいたします。



(声明) 国立大学法人法改正法案の廃案を求めます

政府は10月31日に閣議決定した「国立大学法人法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、わずか5時間の野党側質疑のみで11月20日に衆議院を通過させました。

この改正案は一定規模以上の大学を「特定国立大学法人」とし、運営方針会議の設置を義務づけ、その委員の選定を文科省の承認事項とし、学内の運営方針事項（中期目標・中期計画および予算・決算に関する事項等）の決定をおこなう権限を与えるというもので、事実上の最高意思決定機関となります。

この運営方針会議は、文部科学大臣の承認を必要とする3人以上の委員と学長で構成され、委員の半数以上を大学外の者とするのが「適当」とされており、重要な運営方針事項が学内の審議を経ることなく独断で決定されかねません。しかも特定国立大学法人とされなかった大学にも、文科大臣承認で「準特定国立大学法人」に指定して運営方針会議設置大学を大きく広げることを可能としており、結局のところ全ての国立大学法人に影響をおよぼす重大な改悪案と言えます。

学問の自由、大学自治のもと、多様な学術分野を維持してきた国立大学が、運営方針会議によって学部の廃止・統合などを迫られることになれば、国立大学の存立基盤は崩壊し、国家の土台を揺るがしかねない大問題です。仮にそのような事態に陥ったとしても、学内の構成員が運営方針会議委員の責任を問い解任できるような仕組みは用意されていません。

この改正案を政府は「日本の研究力低下打開策」と謳いあげていますが、これまでの運営費交付金削減と競争的資金拡大という基本戦略にこそ問題があります。競争的資金獲得のために文科省に付度せざるをえない仕組みになっているもとで、学問の格差と分断の拡大および日本の研究力低下にいつそう拍車をかける危険性があるといわざるをえません。加えて、軍事研究を大学へ強要する手段になってしまうとの懸念の声もあがっています。

大学の自治を崩壊させ学問の自由を侵害し、学問・研究の将来に大きな影響をもたらす重要法案を、大学人への説明もなく、国民的議論が起きないうちに数を頼みに一気に国会を通過させるなどあってはならないことです。

わたしたち山口大学教職員組合は、今回の改正案を断じて容認することはできません。学問の自由と大学の自治さらには平和と民主主義を守るためにも今回の改正案の廃案を強く求めます。

2023年12月4日
山口大学教職員組合